

平成 20 年度定期監察（共通課題監察）の改善措置等について

大阪市内部監察規程第 5 条第 1 項及び第 8 条の規定に基づき、平成 20 年 4 月から平成 20 年度定期監察（共通課題監察）を実施してきたところである。

局等の内部統制責任者から調査結果が報告されたので、次のとおり調査結果を取りまとめるとともに、改善措置について公表する。

第 1 監察の概要

1 監察の課題

「委託費の適正な会計処理について」

2 監察対象

平成 14 年度から平成 18 年度に本市が行った委託事業のうち

- ・本市監理団体、報告団体及び事業関連団体（以下「外郭団体等」という）への委託を行っているもの
- ・所属内に事務局をおいている団体（以下「任意団体」という。）への委託を行っているものであり、かつ、本市職員が当該団体の会計事務を実質的に執行しているもの。

3 監察の実施経過

平成 20 年 4 月 11 日	最高内部統制責任者（市長）が監察の実施を指示
同年 4 月～5 月	局等における調査
同年 6 月～7 月	情報公開室の職員によるサンプリング調査 現地調査、結果の取りまとめ、改善措置の検討等
4 月 10 日、5 月 13 日、 6 月 9 日、7 月 23 日、 7 月 29 日、8 月 5 日	} 大阪市公正職務審査委員会への意見聴取
8 月 15 日	

4 監察の方法

今回の監察は、大阪市が委託を行った事業について、その委託費の執行状況を確認するため、次の項目について監察を実施した。

(1)書類について

本市（委託元）における実績報告書等の書類の有無

団体（委託先）における帳簿等証拠書類の有無

(2)監査の状況について

団体（委託先）における委託事業の経費の執行について、監査等第三者による確認の有無。

(3)委託費の適切な執行状況の確認について

団体（委託先）における証拠書類との突合調査。

(4)実地調査について

不適正資金問題調査報告書に記載されている「委託料等」を中心とした、外郭団体及び任意団体関係所属へのサンプリング調査の実施。

第2 調査結果

1 調査総数^{※1}

外郭団体等への委託	8,516 件	558,053,426,403 円
任意団体への委託	3,593 件	8,354,987,790 円

2 外郭団体への委託について^{※2}

(1)書類について

ア 本市（委託元）における実績報告書・精算書等について

調査対象となった委託事業について、団体（委託先）から本市（委託元）に提出された実績報告書等が現存するものは 8,001 件（案件全体の 94%）であった。

イ 団体（委託先）における帳簿・領収書等証拠書類について

団体に、当該委託事業の執行状況を証する帳簿等の資料が現存するものは 8,409 件（案件全体の 98.7%）であった。

※1 1 事業／年度を 1 件としてカウントしている

※2 外郭団体等における委託事業については、次の外郭団体等の協力を得て、サンプリングとして実地調査を行った。

- ・（財）大阪市都市工学情報センター
- ・大阪市住宅供給公社
- ・（社団）東淀川区コミュニティ協会

なお、ヒアリング、書類審査では、団体の会計処理においては適切に処理されていると確認できた。

(2)監査の状況について

今回の調査対象のうち、公認会計士による監査（地方自治法第 252 条の 37 に規定する包括外部監査人が監査を行ったものを含む。）及び地方自治法第 199 条第 7 項に基づく監査委員による出資団体監査が実施されたものは 2,049 件であった。

これらと団体（委託先）の消滅等により証拠書類が存在しない 107 件を外郭団体等への委託事業の総件数 8,516 件から除いた 6,360 件について、証拠書類との突合調査を行った。

(3)証拠書類との突合調査について

委託費が完全に証拠書類の項目と突合できたものは 3,995 件であり、団体（委託先）の人件費等経常経費を委託事業ごとに分割しがたいもの等が 2,365 件あった。

(4)支出の合目的性

すべての事業で、内部統制責任者から支出内容には合目的性があると確認された。

(5)結果

今回の調査対象事業については、概ね委託事業が適切に履行されたと判断した。

3 任意団体への委託について

(1)書類について

ア 本市（委託元）における実績報告書・精算書等について

調査対象となった委託事業について、団体（委託先）から本市（委託元）に提出された実績報告書等が現存するものは 3,497 件（案件全体の 97.4%）であった。

イ 団体（委託先）における帳簿・領収書等証拠書類について

団体に、当該委託事業の執行状況を証する帳簿等の資料が現存するものは 3,317 件（案件全体の 92.3%）であった。

(2)監査の状況について

①当該団体の決算書等に委託事業内容の収支が明記されている、②団体による会計監査が実施されている、③①及び②の内容が所属内で課長級以上に決裁または供覧され、公文書として現存しているものについて 1,991 件が該当した。

これらと団体（委託先）の消滅等により証拠書類が存在しない 276 件を、任意団体への委託総件数 3,593 件から除いた 1,326 件について、証拠書類との突合調査を行った。

(3)証拠書類との突合調査について

委託費が完全に証拠書類の項目と突合できたものは、調査対象となった 1,326 件中 936 件であり、経常的な経費を委託事業ごとに分割することが不可能であったもの等は 390 件であった。

(4)支出の合目的性

調査対象事業のうち、目的に合致しないと考えられるものは 20 件^{*}であった。

(5)実地調査について

団体（委託先）の所管所属への当該委託事業に係るサンプリング調査を実施した

(6)結果

「第 4」の判断基準に基づき、団体（委託先）に対し返還等の対応を求めることとした。

第 3 書類審査及び実地調査から判明した問題点

1 団体（委託先）の証拠書類の不存在について

団体における書類の保存については、団体内部でルールを設けており、団体の裁量による部分ではあるもの、書類が適切に保存されていない場合は、当該事業の履行確認内容を後年度に確認することができない。また、大阪市公正職務審査委員会から市長に対して平成 20 年 8 月 8 日付けで提出された「意見書」においても、「これらの書類は本来法的にも一定期間保存すべきものであり、特段の事情がない限り、文書不存在という事態はあってはならないこと」とされている。

調査では、団体における保存年限の経過や団体消滅等により書類が存在しない事例があったが、書類が存在しないことのみをもって、全ての当該委託事業が不適切な手続きとまでは認められない。

そのため、今後は、本市（委託元）からの契約等で団体（委託先）における事業関係文書の保存を義務付けるなど、文書管理を徹底するよう指導する必要がある。

2 本市（委託元）への実績報告書等の提出について

団体（委託先）から本市への実績報告書等の提出は本市規則等により必ずしも義務付けられているものではない。

^{*} 1 事業／年度を 1 件としてカウントしており、第 5 及び第 6 で記載している判断基準(2)に該当する事業がこれに当たる。

しかしながら、実績報告書等が存在しない場合、当該事業の履行確認及び後年度での確認を行うことができない。

従って、調査報告書などの成果物が別途存在し、実績報告書等がなくとも委託事業の実施結果を証明できるものを除いては、契約において実績報告書等の提出を義務付ける必要がある。

3 委託契約の内容の明示について

委託契約において、内容を仕様書等に明記せず、総額の金額を定めて契約を行っているものがある。

委託事業の透明性を確保するためにも、必要な項目の設定を行い、それに基づく契約の履行確認を行う必要がある。

そうしたことから、仕様書等において委託内容を具体的に記載する必要がある。

4 支出方法について

支出方法のうち、本市（委託元）から団体（委託先）に対して前金払による支出を行っているものが

外郭団体への委託 2,444 件（外郭団体への委託のうち 28.5%）

任意団体への委託 3,318 件（任意団体への委託のうち 92.2%）

確認できる。

今回の監察対象の団体への支出については、「平成 20 年 2 月 15 日付け収第 268 号」により、収入役室長（現会計室長）から、原則として前金払を行わないこととし、通常払もしくは概算払による支払いを行う旨の通知がなされており、調査対象期間においても、年々前金払による契約は減少している。

今後も引き続き、本市（委託元）と団体（委託先）との契約において適切な支出方法を明記し、それに基づく会計処理を行うよう、各所属に対して通知の趣旨等を浸透するべく努める必要がある。

5 委託目的内の支出とは認定し難いものについて

団体（委託先）が必要と認めて支出したものについては、団体が委託事業を適切に実施している以上、基本的には団体の裁量の範囲内であると考えられる。

しかしながら、委託目的の趣旨を踏まえると、社会通念上疑念がある支出項目も認められる。

従って、今後は本市（委託元）と団体（委託先）との間で委託目的の趣旨を確認し、委託目的外の支出の禁止について仕様書に明記するなど、契約内容の透明性の確保を図る必要がある。

6 任意団体の会計処理に係るチェック体制の整備について

本市（委託元）の事務については、事務分掌規則に基づく権限のもと、必要な事

務手続きを行い契約、支出を行っている。

一方、実地調査においては、任意団体を所管している所属として、本市（委託元）の事務を行っている職員が実質的に団体（委託先）の会計処理を行っている事案が多くみられた。

従って、委託事業に関し、十分なチェックが働いているとは言い難い状況にあり、早急に公金外現金の取扱いに関するルールを整備し、複数の職員によるチェック体制を整備する等の対応を図る必要がある。

7 局及び区役所における事務手続きについて

(1)局所管予算を区役所に予算配分し、区役所において任意団体との委託契約事務を行っているもの

今回の調査対象事業においては、局予算を区役所に配分し、区から任意団体への委託を行っているものが多くあったが、次のような事例が見受けられた。

ア 局と区役所の双方理解について

局所管予算を区役所へ配分する際に、委託事業に係る事務手続きを、区役所に対して明確に指導・指示していなかったと思われる事例があった。

その結果、区役所の職員が具体的な事務手続きの進め方を十分理解しないまま、当該委託事業に係る事務を執行せざるを得なかった状況が見受けられた。

イ 当該委託事業にかかる予算配分時期について

局所管予算を区役所に配分する際に、年度当初から事業を行う必要があるにも関わらず、配分時期に遅れが生じているものがあった。

局所管予算を区役所へ配分して委託事業を行う場合は、当該予算の事業目的及びその内容を適切に区役所へ指示するとともに、実施期間を局区間で十分調整し、事業実施の契約を締結するまでに必要な予算配分を行わなければならない。

(2)局から区役所に事務局を置く任意団体への委託契約を行っているもの

局と任意団体との間で委託契約を交わしていることから、局が履行状況の確認を行う必要がある。

そのため、問題点6で指摘した問題は生じないものの、委託元局が団体（委託先）からの書面徴収などにより履行確認を行っているにも関わらず、虚偽の報告がなされ、実際には事業が実施されていなかったものもあった。

虚偽の報告を行った団体（委託先）の事務を実質的に行っていた所属の責任は当然としても、本市（委託元）である局が現場確認等を行っていれば状況を把握できたと考えられ、局の確認が不十分である。

第4 返還について

上記の調査結果や問題点を踏まえ、任意団体（委託先）への委託に係る会計処理及び合目的性について、大阪市公正職務審査委員会の意見を踏まえ、次のとおり判断基準を定めるとともに、返還等に係る取扱いを定める。

1 判断基準について

(1)会計処理に関する判断基準について

ア 本市職員が委託費の残金等を団体会計以外で管理しているもので、正当な手続きを経ずに支出している場合は、不適正資金と考え、まず、団体の簿外に移した金額を団体に対して返還させる。

その上で、原則として返還された全額を、本市に対して自主的に返還するよう、団体に対して促す。

イ 前金払による契約で委託費の残金が団体に生じている場合は、契約上返還の必要がない。

しかしながら、委託費の残金が不適正資金の原資となっていた事例もあり、当該残金自体が不適正資金につながる可能性が高いことから、本市と団体とで協議のうえ、当該残金を自主的に返還するよう、本市から団体に対して促す。

そのうち、団体が委託費を全く執行していない年度については、委託目的は達成されていないと考えられるため、当該年度に係る委託費についても本市から団体に対して返還を求める。

ウ 概算払による契約を行い、精算書の提出を求めているもので、団体に残金が生じている事案については、本来、事業終了時に団体が精算を行い、残金を本市に返還する必要があることから、当該年度にかかる委託費の残金を本市（委託元）から団体（委託先）に対して返還を求める。

(2)委託目的との合目的性の判断基準について

合目的性の判断については、契約内容を踏まえ、明らかに委託目的の支出とは認めがたいものについて、当該支出金額の返還を団体に対して求める。

特に、今回の調査において判明した、事業実施に協力した特定の個人・団体への謝礼品・贈答品などについては、調査の範囲では委託事業との関連性は有すると思われるものの、特定の個人との密接な関係について疑念が生じる恐れがあることから、委託目的に合致した支出とは認め難い。

そうしたことから、当該支出分については、当時の契約内容を踏まえ、社会通念上通常の儀礼を超える場合、その支出金額を本市から団体へ返還を求めること。

(3)返還に係る基準日について

本市から団体への協議及び請求等を行う際の、残金の返還の基準日として、委託契約が複数年度に継続して行われてきているものについては、調査対象年度の委託費の判断如何にかかわらず、平成 19 年度末の残金を基準とする。

ただし、当該団体が解散している場合又は実質的に活動していない場合は、委託事業を行った最終年度末の残金を基準とする。

(4)利息相当額について

委託費からの支出が行われておらず、本市（委託元）から団体（委託先）へ返還を求める事業については、本市職員が団体（委託先）の会計処理に実質的に関与していたことを踏まえ、不適正資金問題調査報告書における考え方を準用し、利息相当額として 2%を返還させる。

(5)その他

精算書の提出を求めているもので、残金が生じているにもかかわらず、いわゆるゼロ精算の虚偽報告を行っているものについては、損害の有無に関わらず、その行為自体に問題がある。

2 返還の考え方について

判断基準に基づく返還にあたっては、本市（委託元）の各所属が、団体（委託先）と調整のうえ取りまとめることとする。

なお、団体（委託先）の残金以上に返還が生じる事案については、直接関与した職員個人のみではなく、当該委託事業に係る関係所属においても責任を負うべきである。

第5 今回の調査で判明した返還を要するものについて

第4の判断基準に照らし合わせた結果、一方、任意団体への委託については、不適正資金問題調査報告書に記載されている事業以外に不適正な会計処理手続きを行っていた委託事業が判明した。

なお、不適正資金問題調査報告書に記載されている「不適正資金」に含まれている委託料1件についても併せて判断する。

1 会計処理に係る判断基準に基づき、大阪市への返還を要するもの。

(1)判断基準(1)ーアに該当するもの

団体（委託先）会計から、別途職員名義の口座等にプールされていたものについては、不適正資金と考え、原則としてプールしていた金額全額を団体に返還させる。

○浪速区人権啓発推進事業（委託元：浪速区）※

プールしていた金額・・・ 80,000円（平成14～17年度）

区団体事務費に繰り入れて保管及び支出を行っていたもの。

○浪速区生涯学習推進事業（委託元：浪速区）

プールしていた金額・・・ 789,067円（平成14、15及び17年度）

平成14、15及び17年度の残金を団体（委託先）会計から引き出し、区団体事務費に繰り入れて保管及び支出を行っていたもの。

○浪速区青少年育成推進事業（委託元：浪速区）

プールしていた金額・・・ 14,150円（平成17年度）

平成17年度の残金を団体口座から引き出し、区団体事務費に繰り入れて保管及び支出を行っていたもの。

○浪速区学校体育施設開放事業（委託元：浪速区）

プールしていた金額・・・ 80,000円（平成14～17年度）

平成14から17年度の未執行委託料を別途区団体事務費に繰り入れて保管及び支出を行っていたもの。

○東淀川区企画調整事業（委託元：東淀川区）

（不適正資金問題調査報告書「不適正資金」番号：19関連）

※調査において当時の担当者が団体（委託先）会計から不正に出金し、私的に費消した事案が判明した。
なお、私的費消した金額は当該職員から団体に対して全額弁済済みである。

私的費消額	平成15～17年度	6,382,648円
-------	-----------	------------

プールしていた金額・・・1,252,744 円（平成 14～18 年度）

(1)ふれあいコンサート事業 720,644 円（平成 14～16・18 年度）

区コミュニティ協会に委託していた企画調整事業について、区コミュニティ協会が行う契約を本市職員が他の事業と一緒に契約を行い、代金の支払いを行う際に、協会から受領した金額と業者に支払った差額を本市職員が保管・支出していたもの。

なお、別途保管した経費は、「不適正資金問題調査報告書」の「不適正資金」（番号：19）に含まれているとみなす。

(2)水辺ウォーク事業 532,100 円（平成 17 年度）

区PTA協議会に委託していた水辺ウォーク事業に係る実施経費を区PTA協議会の口座から簿外に移し保管・支出していたもの。

なお、別途保管した経費は、「不適正資金問題調査報告書」の「不適正資金」（番号：19）に含まれているとみなす。

(2)判断基準(1)ーイに該当するもの

前金払による契約で、団体（委託先）に残金があるにも関わらず、団体（委託先）から本市（委託元）へゼロ精算を行っていたものがあった。

判断基準に基づき、平成 19 年度末（委託事業がそれ以前に終了している場合は、最終委託年度末の残金）について返還を促す。

また、委託事業が未実施であった年度があるものについては、利息相当額を加えて返還を求める。

なお、残金があるにも関わらずゼロ精算を行っていた年度があるものの、後年度に委託目的に合致する事業に使用したため、返還を促す残金がないものが別途 5 件あった。

ア 残金があるなど返還を行うもの

○浪速区統計調査員確保対策・研修事業（委託元：計画調整局）

平成 17 年度末残金 235,686 円

（うち事業未実施による残金 131,000 円）

利息相当分 2,620 円

○西淀川区統計調査員確保対策・研修事業（委託元：計画調整局）

平成 17 年度末残金 78,544 円

○西淀川区エイズに関する普及啓発委託事業（委託元：健康福祉局）

平成 18 年度末残金 0 円

事業未実施であったもの 平成 14 年度 100,000 円

利息相当分 2,000 円

イ 残金がなく、返還が生じないもの

- 住之江区老人保健推進事業（委託元：健康福祉局、住之江区）
- 北区人権啓発推進事業（委託元：北区）
- 都島区花と緑のまちづくり事業推進委員会（委託元：都島区）
- 中央区人権啓発推進事業（委託元：中央区）
- 大阪市立民族クラブ技術指導者招聘事業（委託元：教育委員会事務局）

(3)判断基準(1)ーウに該当するもの

該当する事業はなかった。

2 委託目的との合目的性の判断基準について

判断基準(2)に基づき、委託目的に合致した支出とは認め難いものについて、当該支出された金額の返還を団体に対して求める。

- 此花区統計調査員確保対策・研修事業（委託元：計画調整局）
各区統計調査員確保対策事業の一環として、確保対策に協力した団体役員等への謝礼品を贈っていたもの。
平成 14、15 年度 117,000 円
- 淀川区統計調査員確保対策研修事業（委託元：計画調整局）
各区統計調査員確保対策事業の一環として、確保対策に協力した団体役員等への謝礼品を贈っていたもの。
平成 14～16 年度 267,120 円
- 西区老人保健推進事業（委託元：健康福祉局）
事業目的に合致しない金券を購入していたもの。
平成 14 年度 34,500 円
- 浪速区人権啓発推進事業（委託元：浪速区）
団体（委託先）への委託費から職員等の飲食などに支出していたもの。
浪速区 平成 14～15 年度 153,500 円

第6 不適正資金問題調査報告書に基づく「職員が管理する委託料等」について

平成20年6月5日に「不適正資金問題調査報告書」が公表されたところであるが、そのうち「職員が管理する委託料等」18件（以下「委託料等」という。）については、本監察において、全容解明された時点で判断することとされていた。

今回の監察においては、大阪市公正職務審査委員会の意見も踏まえ、「委託料等」18件について、第4の判断基準に沿って、次のとおり分類した。

1 会計処理に係る判断基準に基づき、大阪市への返還を要するもの。

(1)判断基準(1)ーアに該当するもの

団体口座から、別途職員名義の口座等にプールされていたものについては、不適正資金と考え、原則としてプールしていた金額全額を団体に返還させる。

○淀川区区民企画担当関係事業（「委託料等」番号：19）（委託元：市民局等）

プールしていた金額・・・1,658,169円（平成9年度～11年度）

平成9年度～平成11年度にかけて大阪市が委託した

青少年育成事業・区環境整備事業・すきやねん大阪事業

なみはや国体炬火事業

の委託料残金について、当時の担当職員が商店会連盟の事務費口座において、保管していたもの

○東淀川区人権啓発推進事業（番号：22）（委託元：東淀川区）

プールしていた金額・・・10,469,624円（平成12～16年度）

市民局等から予算配分を受けて東淀川区が東淀川区人権推進協議会へ支払った委託料の管理を本市職員が行っており、協議会の行事用の印刷物等を発注する際に、本来の発注内容を水増しして協議会会計の決算処理を行い、その差額を現金又は職員個人の口座に保管していたもの

※証拠書類から本会計に戻入しているもの等については返還対象額から除外している。

○生涯学習フェスティバル推進事業、はぐくみネット事業（番号：17）

（委託元：教育委員会事務局）

プールしていた金額・・・3,205,341円（平成10～18年度）

(1)生涯学習フェスティバル 2,257,933円（平成10～16年度）

(2)はぐくみネット 947,408円（平成16～18年度）

大阪市から両事業の実行委員会に支出した分担金及び委託料の残金を職

員口座に移し替え保管していた。

なお、当該分担金の支出を及び委託契約を行っていた実行委員会はすでに解散している。

(2)判断基準(1)ーイに該当するもの

前金払による契約で、団体（委託先）に残金があるにも関わらず、団体（委託先）から本市（委託元）へゼロ精算を行っていたものがあつた。判断基準に基づき、平成 19 年度末の残金（委託事業がそれ以前に終了している場合は、最終委託年度末の残金）について返還を促す。

また、委託事業が未実施であつた年度があるものについては、利息相当額を加えて返還を求める。

- 天王寺区地域防災振興事業（番号：13）（委託元：天王寺区）
平成 17 年度末残金 229,173 円
- 東淀川区花と緑のまちづくり推進事業（番号：14）（委託元：東淀川区）
平成 19 年度末残金 272,088 円
- 大阪市人権啓発推進協議会委託事業（番号:3）（委託元：市民局）
平成 19 年度末残金 30,386,685 円
- 榎本小学校学校体育施設開放事業（番号:9）
（委託元：ゆとりとみどり振興局）
平成 19 年度末残金 99,250 円
- 東淀川区すきやねん大阪事業（番号：20）（委託元：東淀川区）
平成 19 年度末残金 1,109,424 円
（うち事業未実施による残金 354,000 円）
利息相当分 7,080 円
- 大正区統計調査員確保対策・研修事業（番号：12）（委託元：計画調整局）
平成 17 年度末残金 122,850 円
（うち事業未実施による残金 60,000 円）
利息相当分 1,200 円
- 港区統計調査員確保対策・研修事業（番号：18）（委託元：計画調整局）
平成 17 年度末残金 296,375 円
（うち事業未実施による残金 146,000 円）
利息相当分 2,920 円

○東淀川区統計調査員確保対策・研修事業（番号：21）（委託元：計画調整局）

平成 17 年度末残金 809,112 円

（うち事業未実施による残金 328,000 円）

利息相当分 6,560 円

(3)判断基準(1)－ウに該当するもの。

該当する事業はなかった。

2 委託目的との合目的性の判断基準に基づき、大阪市へ返還を求めるもの。

判断基準(2)に基づき、委託目的に合致した支出とは認め難いものについて、当該支出された金額の返還を団体に対して求める。

各区統計調査員確保対策事業の一環として、確保対策に協力した団体役員等へ謝礼品を贈っていたもの。

○大正区統計調査員確保対策・研修事業（番号：12）

（委託元：計画調整局）

平成 14・16 年度 99,000 円

○港区統計調査員確保対策・研修事業（番号：18）

（委託元：計画調整局）

平成 14 年度 87,318 円

○東淀川区統計調査員確保対策・研修事業（番号：21）

（委託元：計画調整局）

平成 17 年度 47,000 円

3 大阪市への返還を要しないもの

(1)不適正事実が確認できないもの

○西成同和地区解放会館（番号：1）

西成同和地区解放会館において、当時の庶務の担当者が本市から大阪市同和事業促進西成地区協議会への補助事業や委託事業の精算事務を行っており、精算事務において、ゼロ精算を行い、差額をプールし、同協議会の運営資金としていたとの申告があったものである。

当時の関係者複数へのヒアリングによると、庶務の担当者が同協議会の事

務補助に携わっていたことや、同協議会の現金や通帳を金庫で管理していた事実は認められるものの、精算事務等は適正に行われていたとのことであり、不適正な手続きで資金を捻出していた事実は確認できなかった。

また、申告があった事実が昭和 59 年度～平成元年度であったため、当時の書類等も既に存在せず、同協議会の当時の通帳も復元できなかったため、事実関係の確認ができなかった。

○市民局同和対策部 (番号：2)

平成 8 年度当時に本市から（社団）大阪市同和事業促進協議会（以下「市同促」という。）へ委託していた解放会館夜間休日管理委託事業について、同和対策部において市同促进会長名義の印鑑及び通帳を預かり、宿日直者への賃金支払いを行っていた。また、実際の精算額とは異なる精算報告を行い、差額をプールし、その用途については不明との申告があったものである。

当時の関係者複数へのヒアリングから、上記の賃金支払いを毎月行っていた事実は確認できたが、実際の支出額と異なる精算を行ったとの証言はなかった。病気等の理由で宿直者が休むことなどにより、宿日直者の増減が生じることがあったが、その差額はすべて同事業の中で使われており、平成 13 年度の事業終了後は、市同促へ報告のうえ、印鑑及び通帳を返還したとのことである。その際の残高は 0 であったとのことである。また、当時の関係書類はすでに存在せず、通帳類も復元できなかった。

以上のことから、不適正な手続きが行われていたとの事実は確認できなかった。

(2)委託事業が実施されており、返還の必要がないもの

○旭区支援運営担当（老人保健推進事業）（番号：15）

（委託元：健康福祉局・旭区）

委託料は旭区老人保健推進協議会に対して支出されており、その会計を職員が担当し、医師会等からの収入などを委託料と同一口座で管理している。

不適正資金問題の全庁調査の際に申告した職員は、委託料とその他の収入を同一口座で取り扱っていたことを不適切と考えていた。

しかしながら、現地調査により証拠書類を確認した結果、委託料以上の金額を事業目的に支出していることを確認したことから、委託事業については適切に執行されていると判断した。

○旭区統計調査員確保対策事業、統計調査員研修事業（番号：16）

（委託元：計画調整局）

不適正資金問題に係る全庁調査において、統計調査員確保対策・研修事業

に係る経費について、年度末に全額資金を引き出し、現金化していたとの申告があったものである。

しかしながら、区からの実態報告や証拠書類などから、引き出した資金については、協議会の運営に必要な事務経費等の購入に充てられており、事業目的に使用されたと判断した。

(3)大阪市が主体的に行う事務ではなく、かつ、大阪市における不適正手続きではなかったもの（1件：今回の監察の対象外）

○新東三国小学校生涯学習ルーム事業（番号：8）

（委託元：教育委員会事務局）

本市（教育委員会事務局）が（財）大阪市教育振興公社へ委託している生涯学習ルーム事業を、公社が各小学校の地域住民が委員長を務める実行委員会へ再委託していたもので、通帳を学校が保管していた。

しかしながら、支出決定などは委員長が行っており、学校は現金の保管を行っていたのみであることから、残金（現在残高 52,095 円）の取扱いは公社と実行委員会との間で決定すべき問題である*。

(4)分担金について（2件：今回の監察の対象外）

○大阪市文化振興事業実行委員会事業（番号：5）

ゆとりとみどり振興局が所管する事業であり、平成 16 年度の事業の一部が年度中に実施できなかったが、団体内部での平成 16 年度決算は全額使い切ったこととして報告し、事業実施が遅れたためやむを得ず遅延した事業を翌年度に実施した。

分担金であるため、余剰が生じても本市に返還する必要はなく、遅延した事業については翌年度に速やかに実施していることが確認できたため、返還までは要しない。

○大阪文化賞・大阪芸術賞等受賞実行委員会事業（番号：4）

ゆとりとみどり振興局が所管する事業であり平成 11 年度以前に発生した分担金残金と考えられる経費を団体会計と別に管理し、団体内会計の報告が不十分ではあるものの、同経費を実行委員会事業に充てていたものである。

一般的に団体会計に残金が発生した場合についても、繰越を行い翌年度に団体での事業実施のために活用するものであることから、返還までは要しない。

*本件については、（財）大阪市教育振興公社から、実行委員会に対して返還を求めた後、大阪市に対して自主的に返還するとの申し出がなされている。

第7 返還金額等について

判断基準に基づく返還等の手続きについては、今回の監察の対象期間を踏まえ、平成14年度～平成18年度について事実が確認できたものについて行うこととする。

すでに不適正資金問題調査報告書に記載されている「委託料等」で事実関係が確認できるものについては、平成14年度以前についても返還等の手続きをとることとする。

委託費を全く執行していないことにより返還を求める事業については、利息相当額（2%）についても併せて返還を求めることとする。

返還等を行うものと認定した金額	21件	52,116,100円
うち利息相当額		22,380円
ア 今回の調査において判明したもの		
ア 今回の調査において判明したもの	10件	3,206,931円
うち判断基準(1)によるもの	7件	2,630,191円
判断基準(2)によるもの	4件 (うち1件再掲)	572,120円
利息相当分		4,620円
イ 職員が管理する委託料等に係るもの (不適正資金問題調査報告書に基づくもの)		
イ 職員が管理する委託料等に係るもの (不適正資金問題調査報告書に基づくもの)	11件	48,909,169円
うち判断基準(1)によるもの	11件	48,658,091円
判断基準(2)によるもの	3件 (再掲)	233,318円
利息相当分		17,760円

※私的費消事案に係る返還額（6,382,648円）は含まれていない。

第8 改善措置について

1 返還等の手続きの早期の完了

上記の返還等については、関係所属間の協力に基づき、早急に手続きを完了すること。

2 団体（委託先）における委託事業に係る書類の保存の義務付け

実績報告書及び精算書の内容確認を後年度に行うためには、団体（委託先）での一定期間の書類の保存が必要である。

書類の保存は、本来、団体の保存規定によるものであるが、本市（委託元）からの委託事業に係る書類については、契約書（仕様書）において団体（委託先）における関係書類の保存について明記すること。

3 実績報告書等証拠書類の徴収

本市（委託元）は委託内容の履行確認を行う必要があることから、調査報告書などの成果物が別途存在し、実績報告書がなくとも委託事業の実施結果を証明できるものを除いては、実績報告書など具体的な事業実施内容がわかる書類を団体（委託先）へ求めることを徹底する。

当該書類については、

- ・委託事業名称
- ・受託金額（精算を行う場合は最終確定金額）
- ・事業の実施概要（実施場所、実施回数、参加人数、写真など）

などを必ず記載させ、実施内容が確認できるものとする。

4 業務内容の仕様書への明示

今回の調査対象である団体への委託については、その契約の目的と実施する業務の具体的な内容や、委託目的の趣旨に反した支出を認めないことを、本市（委託元）と団体（委託先）との間の契約書（仕様書）に明記するなど、委託契約の透明性の確保に努めること。

5 適切な会計手続きの徹底

外郭団体及び本市内部に事務局を置き、職員が実質的に会計事務を行っている任意団体との委託契約においては、やむを得ず履行確認前に必要な経費を支出する場合においても、概算払により行うものとするよう、再度周知徹底を図ること。

特に任意団体への委託契約については、団体（委託先）から本市（委託元）へ精算書が提出されたときは、所管課長が責任を持って内容の確認を行い、本市会計管理者等に対して、団体（委託先）による委託事業が正当に履行された旨の報告を適切に行うこと。

6 公金外現金の取扱いルールに沿った事務の実施

本市職員が行う団体事務のあり方について、引き続き検討するとともに、当面、団体事務の処理の透明性の確保のため、公金外現金取扱規程の改正を遅くとも今年度中に行い、関係職員への周知徹底を行うこと。

○返還を行う対象事業及び返還額の一覧

	委託事業名称	委託元所属	委託先団体名称	団体関係所属	会計処理に関するもの				合目的性に関するもの			返還を行う額 計 A+B
					該当する委託年度	返還対象額	利息相当分	返還を行う額 A	該当する委託年度	返還を行う額 B	書類調査上の件数	
内部 監察 関係	統計調査員確保対策・研修事業	計画調整局	浪速区統計調査員確保対策協議会	浪速区	14～17	235,686	2,620	238,306				238,306
	統計調査員確保対策・研修事業	計画調整局	西淀川区統計調査員確保対策協議会	西淀川区	14～17	78,544	0	78,544				78,544
	統計調査員確保対策・研修事業	計画調整局	此花区統計調査員確保対策協議会	此花区					14～15	117,000	4件	117,000
	統計調査員確保対策・研修事業	計画調整局	淀川区統計調査員確保対策協議会	淀川区					14～16	267,120	6件	267,120
	地域におけるエイズ普及啓発委託事業	健康福祉局	西淀川区保健事業推進委員会	西淀川区	14～18	100,000	2,000	102,000				102,000
	老人保健推進事業	健康福祉局	西区保健事業推進委員会	西区					14	34,500	1件	34,500
	人権推進啓発事業	浪速区	浪速区人権啓発推進協議会	浪速区	14～17	80,000	0	80,000	14～15	153,500	2件	233,500
	生涯学習事業	浪速区	浪速区生涯学習推進委員会	浪速区	15・17	789,067	0	789,067				789,067
	青少年育成推進事業	浪速区	浪速区青少年育成推進会議	浪速区	17	14,150	0	14,150				14,150
	学校体育施設開放推進事業	浪速区	浪速区体育施設開放事業実行委員会	浪速区	14～17	80,000	0	80,000				80,000
	ふれあいコンサート、水辺ウォーク※	東淀川区	(財)東淀川区コミュニティ協会他	東淀川区	14～18	1,252,744	0	1,252,744				1,252,744
内部監察関係 計 ①						2,630,191	4,620	2,634,811		572,120	13件	3,206,931

※すでに不適正資金問題調査報告書の「不適正資金」19番として報告されているため件数にはカウントしない。
しかし、委託料からの繰出金額については、今回返還を行う。

不適正資金問題調査報告書「委託料」関係	人権啓発推進協議会委託事業	市民局	大阪市人権啓発推進協議会	市民局	継続中	30,386,685	0	30,386,685				30,386,685
	統計調査員確保対策・研修事業	計画調整局	大正区統計調査員確保対策協議会	大正区	14～17	122,850	1,200	124,050	14・16	99,000	4件	223,050
	統計調査員確保対策・研修事業	計画調整局	港区統計調査員確保対策協議会	港区	14～17	296,375	2,920	299,295	14	87,318	2件	386,613
	統計調査員確保対策・研修事業	計画調整局	東淀川区統計調査員確保対策協議会	東淀川区	14～17	809,112	6,560	815,672	17	47,000	1件	862,672
	榎本小学校体育施設開放事業	ゆとりとみどり振興局	榎本小学校体育施設開放事業実行委員会	教育委員会(学校園)	継続中	99,250	0	99,250				99,250
	生涯学習フェスティバル・はぐくみネット事業	教育委員会事務局	生涯学習フェスティバル実行委員会他	教育委員会事務局	10～18	3,205,341	0	3,205,341				3,205,341
	地域防災振興事業	天王寺区	天王寺地域振興会青年部	天王寺区	14～17	229,173	0	229,173				229,173
	区民企画担当関係事業	市民局等(淀川区)	淀川区すきやねん大阪実行委員会など	淀川区	9～10	1,658,169	0	1,658,169				1,658,169
	人権啓発推進事業	東淀川区	東淀川区人権啓発推進協議会	東淀川区	12～16	10,469,624	0	10,469,624				10,469,624
	花と緑のまちづくり推進事業	東淀川区	東淀川区花と緑のまちづくり推進協議会	東淀川区	継続中	272,088	0	272,088				272,088
すきやねん大阪事業	東淀川区	東淀川区すきやねん大阪実行委員会	東淀川区	継続中	1,109,424	7,080	1,116,504				1,116,504	
「委託料等」 計 ②						48,658,091	17,760	48,675,851		233,318	7件	48,909,169

①+②	51,288,282	22,380	51,310,662		805,438	20件	52,116,100
-----	------------	--------	------------	--	---------	-----	------------

	返還対象額	利息相当分	返還を行う額
合計	52,093,720	22,380	52,116,100

1 職員が団体の承認を得ずに別途管理していたもの

委託事業名称	委託元所属	委託先団体名称	団体関係所属	該当する委託年度	別途管理額①	返還対象額①=②	現在残高③	返還額②-③
人権推進啓発事業	浪速区	浪速区人権啓発推進協議会	浪速区	14~17	80,000	80,000	0	80,000
生涯学習事業	浪速区	浪速区生涯学習推進委員会	浪速区	15・17	789,067	789,067	0	789,067
青少年育成推進事業	浪速区	浪速区青少年育成推進会議	浪速区	17	14,150	14,150	0	14,150
学校体育施設開放推進事業	浪速区	浪速区体育施設開放事業実行委員会	浪速区	14~17	80,000	80,000	0	80,000
ふれあいコンサート、水辺ウォーク	東淀川区	(財)東淀川区コミュニティ協会他	東淀川区	14~18	1,252,744	1,252,744	0	1,252,744
					2,215,961	2,215,961	0	2,215,961

2 前金払でゼロ精算を行い、団体に残金が生じているもの

委託事業名称	委託元所属	委託先団体名称	団体関係所属	委託最終年度	委託年度残金累計※ ①	返還対象額 ①-②=③		委託料に係る残金 ⑤	利息相当額 ④×0.02=⑤	返還額 ③-⑤+⑥	
						うち委託料以外の残金②	うち事業未実施分 ④				
統計調査員確保対策・研修事業	計画調整局	浪速区統計調査員確保対策協議会	浪速区	~17	235,686	0	235,686	131,000	235,686	2,620	2,620
統計調査員確保対策・研修事業	計画調整局	西淀川区統計調査員確保対策協議会	西淀川区	~17	78,544	0	78,544	0	78,544	0	0
地域におけるエイズ普及啓発委託事業	健康福祉局	西淀川区保健事業推進委員会	西淀川区	~18	100,000	0	100,000	100,000	100,000	2,000	2,000
					414,230	0	414,230	231,000	414,230	4,620	4,620

※地域におけるエイズ普及啓発推進事業については、平成14年度委託金額

3 委託目的の支出とは認定し難いもの

委託事業名称	委託元所属	委託先団体名称	団体関係所属	該当する委託年度	目的外支出金額①	返還対象額①=②	返還額②=③
統計調査員確保対策・研修事業	計画調整局	此花区統計調査員確保対策協議会	此花区	14~15	117,000	117,000	117,000
統計調査員確保対策・研修事業	計画調整局	淀川区統計調査員確保対策協議会	淀川区	14~16	267,120	267,120	267,120
老人保健推進事業	健康福祉局	西区保健事業推進委員会	西区	14	34,500	34,500	34,500
人権啓発推進事業	浪速区	浪速区人権啓発推進協議会	浪速区	14~15	153,500	153,500	153,500
					572,120	572,120	572,120

返還対象額合計	3,206,931	返還額合計	2,792,701	うち利息相当額	4,620
---------	-----------	-------	-----------	---------	-------

※調査中に判明した私的費消事案

委託事業名称	委託元所属	委託先団体名称	団体関係所属	該当する委託年度	私的費消額
人権推進啓発事業	浪速区	浪速区人権啓発推進協議会	浪速区	14~17	6,382,648

不適正資金調査報告書に基づく「委託料等」の判断

(参考)

1 職員が団体の承認を得ずに別途管理していたもの

番号	委託事業名称	委託元所属	委託先団体名称	団体関係所属	該当する委託年度	別途管理額①	返還対象額①=②	現在残高③	返還額②-③
19	区民企画担当関係事業	市民局等	淀川区すきやねん大阪実行委員会など	淀川区	9~11	1,658,169	1,658,169	1,658,169	0
22	人権啓発推進事業	東淀川区	東淀川区人権啓発推進協議会	東淀川区	12~16	10,469,624	10,469,624	3,085,265	7,384,359
17	生涯学習フェスティバル・はぐくみネット事業	教育委員会事務局	生涯学習フェスティバル実行委員会他	教育委員会事務局	10~18	3,205,341	3,205,341	1,605,217	1,600,124
						15,333,134	15,333,134	6,348,651	8,984,483

2 前金払でゼロ精算を行い、団体に残金が生じているもの

番号	委託事業名称	委託元所属	委託先団体名称	団体関係所属	委託最終年度	委託年度残金累計①	返還対象額		委託料に係る残金⑤	利息相当額④×0.02=⑥	返還額③-⑤+⑥	
							①-②=③	うち事業未実施分④				
13	地域防災振興事業	天王寺区	天王寺区地域振興会災害救助青年部	天王寺区	~17	334,099	104,926	229,173	0	229,173	0	0
14	花と緑のまちづくり推進事業	東淀川区	東淀川区花と緑のまちづくり推進協議会	東淀川区	継続中	457,403	185,315	272,088	0	272,088	0	0
3	人権啓発推進協議会委託事業	市民局	大阪市人権啓発推進協議会	市民局	継続中	30,386,685	0	30,386,685	0	30,386,685	0	0
9	榎本小学校体育施設開放事業	ゆとりとみどり振興局	榎本小学校体育施設開放事業実行委員会	教育委員会(学校園)	継続中	99,250	0	99,250	0	99,250	0	0
20	すきやねん大阪事業	東淀川区	東淀川区すきやねん大阪実行委員会	東淀川区	継続中	1,109,424	0	1,109,424	354,000	1,109,424	7,080	7,080
12	統計調査員確保対策・研修事業	計画調整局	大正区統計調査員確保対策協議会	大正区	~17	122,850	0	122,850	60,000	122,850	1,200	1,200
18	統計調査員確保対策・研修事業	計画調整局	港区統計調査員確保対策協議会	港区	~17	296,375	0	296,375	146,000	296,375	2,920	2,920
21	統計調査員確保対策・研修事業	計画調整局	東淀川区統計調査員確保対策協議会	東淀川区	~17	809,112	0	809,112	328,000	809,112	6,560	6,560
						33,615,198	290,241	33,324,957	888,000	33,324,957	17,760	17,760

3 委託目的の支出とは認定し難いもの

番号	委託事業名称	委託元所属	委託先団体名称	団体関係所属	該当する委託年度	目的外支出金額①	返還対象額①=②	返還額②=③
12	統計調査員確保対策・研修事業	計画調整局	大正区統計調査員確保対策協議会	大正区	14・16	99,000	99,000	99,000
18	統計調査員確保対策・研修事業	計画調整局	港区統計調査員確保対策協議会	港区	14	87,318	87,318	87,318
21	統計調査員確保対策・研修事業	計画調整局	東淀川区統計調査員確保対策協議会	東淀川区	17	47,000	47,000	47,000
						233,318	233,318	233,318

返還対象額合計	48,909,169	返還額合計	9,235,561	うち利息相当分	17,760
---------	------------	-------	-----------	---------	--------

4 返還を要しないもの

番号	委託事業名称	委託元所属	委託先団体名称	団体関係所属
1	西成同和地区解放会館関係事業	市民局	大阪市同和促進事業協議会	市民局
2	同和対策部関係事業	市民局	大阪市同和促進事業協議会	市民局
15	老人保健推進事業	健康福祉局・旭区	旭区老人保健推進協議会	旭区
16	統計調査員確保対策・研修事業	計画調整局	旭区統計調査員確保対策協議会	旭区
8	新東三国小学校生涯学習ルーム事業	教育委員会事務局	(財)大阪市教育振興公社	教育委員会(学校園)
5	大阪市文化振興事業実行委員会事業	ゆとりとみどり振興局	大阪市文化振興事業実行委員会	ゆとりとみどり振興局
4	大阪文化賞・大阪芸術祭等受賞実行委員会事業	ゆとりとみどり振興局	大阪文化賞・大阪芸術祭等受賞実行委員会	ゆとりとみどり振興局

平成 20 年 8 月 8 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公 雄

意 見 書

平素より、本委員会の活動に対してご理解とご協力をたまわると同時に、勧告等の指摘意見につきましても、真摯に対応していただいておりますことに感謝いたします。

本年度の定期監察（共通課題監察）として、貴職が実施している「委託費の適正な会計処理について」の調査過程において、去る平成 20 年 7 月 22 日に浪速区における委託費の私的流用の事案が明らかになったことは、今回の定期監察の課題選定が適切であり、かつ、内部監察に基づく調査が一定の成果をあげているものと評価するところです。

本委員会としては、平成 20 年 7 月 14 日付け「意見書」において今回の監察についての認識を表明したところです。

その後も、進捗状況等について適宜報告を受けているところであり、今般、改めて本委員会の意見を表明いたします。

記

1 関係書類の不存在について

今回の監察においては、委託先の団体に関係書類が存在せず、調査ができない委託事業があるとの報告を受けております。これらの書類は本来法的にも一定期間保存すべきものであり、特段の事情がない限り、文書不存在という事態はあってはならないことであり、今後、適切な文書管理の指導をされたい。

2 外郭団体等への委託費に関する調査について

外郭団体等への委託にかかわっては、調査対象年度である平成 14 年度から平成 18 年度の 5 年間において、調査対象件数が約 8,500 件あったとの報告を受けております。

平成 20 年 4 月 30 日に公表された「外郭団体における内部統制の整備・運用状況等に関する調査」の結果において、「私的流用や内容不明な資金など不明確なもの」はないと貴職はとりまとめられました。

今回の監察においては、①委託元局又は区から外郭団体等への委託事業が適切に実施されている、②外郭団体等においては、それぞれの寄附行為又は定款に基づき適切な会計処理を行っているとの報告を受けており、報告の範囲では不適正であるとまでの事実は認められませんが、各外郭団体等を所管する内部統制責任者においては、引き続き会計処理等について適切に指導されたい。

3 市役所内部に事務局を置き市職員が事務を行っている団体（以下「団体」という。）への委託費に関する調査について

団体への委託にかかわっては、調査対象年度である平成 14 年度から平成 18 年度の 5 年間において、調査対象件数が約 3,600 件あったと報告を受けており、それらについて適正あるいは不適正と判断する場合の一定の基準に関し現時点での考え方を次のとおり示します。

なお、委託費の執行にあたっては、委託費を受けながらも事業費を全く執行していない事業又は委託目的に明らかに合致していない支出はもちろんのこと、委託目的に合致している支出を行っているものの、不適正な会計処理を行っているものについても適切に判断を行う必要があります。

ア 団体が委託費を全く執行していない年度については、事業の実施が確認できないことから、委託目的を達成されたとは言えず、当該年度に係る委託費を市から団体に対して返還を求めること。

イ 概算払による契約で精算書の提出を求めているもので、団体に残金が生じている事案については、本来、事業終了時に団体が精算を行い、残金を市に返還する必要があることから、当該年度にかかる委託費の残金を市から団体に対して返還を求めること。

ウ 前金払による契約で委託費の残金が団体に生じている場合であっても、市の債務が確定している契約自体は成立していると考えられることから、不適切な手続きとまでは言えない。

しかしながら、委託費の残金までも市職員が管理することは不適正資金の発生につながる可能性があることから、市と団体とで協議のうえ、当該残金を自主的に返還するよう、市から団体に対して促すこと。

また、精算書の提出を求めているもので、残金が生じているにもかかわらず、いわゆるゼロ精算の虚偽報告を行っているものについては、損害の有無に関係なく、精算書の作成内容に問題があると考えられるため、その状況を把握すること。

エ 市職員が委託費の残金等を団体会計以外で管理し、団体にその存在が認知されていないものについては、市職員が団体会計から不適正資金を捻出していることと類似の外観を呈していることから、まず、団体の簿外に移した金額を市職員が団体に対して返還すること。

その上で、市と返還を受けた団体とで協議のうえ、明らかに委託目的に使用されたと認められるものを除いた返還金を市へ自主的に返還するよう、市から団体に対して促すこと。

オ すでに団体が解散しているにもかかわらず、市職員が当該団体の残金を保管しているものについては、本来、団体解散時に整理を行う必要があったことから、市と当時の団体の関係者等とで協議のうえ、解散時における残金を市へ自主的に返還するよう、市から団体に対して促すこと。

カ 市から団体への協議及び請求等を行う際の、残金の返還の基準日として、委託契約が複数年度に継続して行われてきているものについては、各調査対象年度の委託費の判断如何にかかわらず、平成 19 年度末の残金を基準とすること。

ただし、当該団体が消滅している又は実質的に活動していない場合には、委託事業を行った最終年度を基準とすること。

キ 合目的性の判断については、明らかに委託目的外の支出があるものは、契約内容を踏まえ、その支出金額を市から団体に対して返還を求めること。

とりわけ、今回の調査において判明した、①従事者・関係者への昼食代、お茶代、②慶弔費等、③事業実施に協力した特定の個人・団体への贈答品などについては、

①については、報告の範囲では委託目的に反した支出であるとまでは認められない。

②については、報告の範囲では社会通念の範囲内で支出されたものであると認められ、ただちに返還対象とまでは言えないものの、慶弔費等については、特定個人に対する支出であり、委託目的を踏まえると、その合理性に疑問もあるため、今後、委託費からの支出は控えるよう指導すること。

③については、報告の範囲では委託事業との関連性は有するものの、特定の個人との恣意的な関係が疑われる恐れがあり、委託目的に合致しているとは認められず、当該支出分について、当時の契約内容を踏まえ、社会通念の範囲を超える場合は、その支出金額を市から団体へ返還を求めること。

4 今後の対応について

これまでの調査結果を踏まえ、一旦、監察部において適正又は不適正の判断をされたい。その上で、各所属における内部統制体制においても、監察部において適正と判断されたものも含めて再度確認を行い判断されたい。

また、「不適正資金問題調査検討委員会」が判断を保留している「職員管理による委託費等」18件については、今回の内部監察の対象外のものも含まれているが、同様の対応をされたい。

前回の平成20年7月14日付け「意見書」でも述べているよう、これらの公表にあたっては、「問題なし」とされたものについても判断した根拠等を積極的に市民に説明されたい。

5 その他

一連の不適正資金問題等の調査において、市職員が会計事務を行っている団体会計からの不適正な資金の検出等が行われていたことから、平成20年3月14日付け「意見書」において、市役所内部に事務局を置き市職員が事務を行っている団体への委託業務の会計処理の現状について調査を行うよう意見を表明したところである。

今回の浪速区における私的流用の事案等から、大半の団体に関する業務は実質的に同一職員により行われている実態であることが推察され、有効適切なチェック体制がなければ、団体への委託費が恣意的に取り扱われるのではとの疑念すら持たれる可能性がある。

したがって、平成19年度定期監察として「公金外現金の取扱いについて」監察を行い、その改善措置として取扱規程を改正することとされていることから、業務遂行に関しては、複数の市職員によるチェック体制を設けた規程を早急に整備するなど、改善措置に努められたい。

以上